



令和2年2月18日

担当課	生涯学習課 青少年課 人事課
担当者	加藤・中村・雑賀
電話	(073) 435-1138 (073) 435-1235 (073) 435-1019
内線	3148・3421・2565

公金の不適正な支出について

I 公益通報

(平井児童館関係)

1 通報者からの内容 (平成30年8月21日申立て)

- (1) 平井児童館での人権学習及び識字学習等について、実施実態がないのに実施した旨の報告書が毎月生涯学習課に提出されており、その結果、講師謝金が支払われている。
- (2) 平井児童館では子ども会に参加している子供を百数十名いることにして、8つの子ども会が存在しているかのように装い、不正に交付金を得ている。

2 公益通報外部相談員からの調査結果報告 (平成30年11月19日報告)

- (1) 人権講座・識字教室関係
平井児童館では、人権講座及び識字教室等について、実施実態がないのに講師謝金等が支払われているので、過去に遡り調査すべきである。
- (2) 子ども会関係
 - ① 平井子ども会 (8単位) に単位子ども会としての独立性はなく、各会が「地域子ども会活動支援交付金 (以下「交付金」という。) 対象団体」とは認められない。
 - ② 平井子ども会での不明朗な会計処理の改善
- (3) 他の児童館についても、同様の問題がないか調査すべきである。

(本渡児童館関係)

1 通報者からの内容 (平成31年2月28日申立て)

本渡児童館を拠点とする5つの子ども会に対して、「地域子ども会活動支援事業」として毎年250万円交付されているが、各子ども会に個別の活動実態はない。

2 公益通報外部相談員からの調査結果報告 (平成31年4月9日報告)

子ども会に対する交付金のあり方を根本的に見直し、適正で効率的で透明性のある公金支出に繋がるよう早急に改善すべきである。

II 公益通報外部相談員の報告を受けて市の調査結果

1 平井児童館関係

- ① 人権教室、識字教室等の活動実態がないのに講師謝金を支払っていたが、教育委員会は、長年にわたる制度のあいまいさもあり、慣例的に支払っていた。
平成25年4月から平成30年9月までで、5,965,670円の不正支出が判明したが、令和2年2月12日全額返還確約を得ている。
- ② 子ども会 (8単位) では、個別に単位活動した実態は認められなかったが、教育委員会は、学年別に行われる学習会等を単位活動の一環と捉え容認してきた。
子ども会の交付金調査において、平成25年度から平成29年度までで10,171,278円の不正支出が判明したが、令和2年2月14日全額返還済である。

2 本渡児童館関係

子ども会 (5単位) では、個別に単位活動した実態は認められなかったが、学習会等を単位活動の一環と捉え容認しており、不正使用はなかった。

3 公益通報外の児童館関係

鳴神児童館においては、人権教室、識字教室等の活動実態がないのに講師謝金を支払っていたが、慣例的に支払っていた。

平成25年4月から平成30年12月までで、3,335,050円の不正支出が判明したが、令和2年2月28日までに全額返還の確約を得ている。

また、子ども会関係については、不正使用は認めなかった。

他の児童館5館においては、人権教室及び識字教室並びに子ども会関係について不正使用はなかった。

III 改善策

事業の適正執行に向け、次の通り改善に取り組む。

1 人権・識字教室等関係

- ・実施要項を作成
- ・活動内容を講師に文書で提示
- ・事業活動報告の見直し
- ・現場確認により実施状況を随時把握

2 子ども会関係

- ・会費の徴収、各子ども会毎の会計管理の徹底
- ・参加意思確認のため、入会申込書の提出の徹底
- ・青少年課において、専任職員に対し、申請・実績報告についてのヒアリングを実施
- ・単位子ども会活動の充実に向け各子ども会と協議

3 和歌山市コンプライアンス委員会の設置

職員の公正な職務の執行を確保するため、外部有識者の意見を参考に、事案の検証、是正措置及び再発防止措置を講じることを目的として、和歌山市コンプライアンス委員会を設置する。